

報告第 1 1 号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 2 6 条第 3 項の規定により、
翌年度に繰り越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

市川市長 村 越 祐 民

令和2年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	下水道施設長寿命化対策事業	円 145,300,000	円 51,175,400	円 83,152,000
			公共下水道整備雨水事業	669,126,000	176,555,500	478,390,000
			公共下水道整備汚水事業	4,378,400,000	1,705,727,200	2,611,127,990
			下水道総合地震対策事業	494,200,000	201,959,100	289,786,700
			西浦下水処理場建設費負担金	152,688,546	88,204,591	24,027,698
			西浦処理区公共下水道建設費負担金	166,919,054	130,634,054	36,285,000

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円 0	円 22,560,000	円 0	円 60,592,000	円 10,972,600	対象委託において新型コロナウイルス感染症対策により、調査・ヒアリングの調整に不測の日数を要したこと、並びに国の第3次補正予算により予算化された調査委託について、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
338,600,000	123,398,000	0	16,392,000	14,180,500	対象工事において工事の支障となる他企業管移設工事(ガス)等に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 対象委託においては、国の第3次補正予算により予算化されたもので、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
1,796,700,000	784,900,000	0	29,527,990	61,544,810	対象委託・工事において工事の支障となる他企業管移設工事(ガス、水道)等に不測の日数を要したこと、並びに国の第3次補正予算により予算化されたもので、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
197,100,000	90,393,000	0	2,293,700	2,454,200	対象工事において工法の変更等が生じ、検討に不測の日数を要したこと等から、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 対象委託においては、国の第3次補正予算により予算化されたもので、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
24,000,000	0	0	27,698	40,456,257	本市が建設費の一部を負担する船橋市の処理場建設事業において年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
36,200,000	0	0	85,000	0	本市が建設費の一部を負担する船橋市の管渠布設事業において年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。